



# 地方交付税法改正法案を閣議決定

政府は二月七日、「地方交付税法等改正法案」を閣議決定した。同改正法案は、地方交付税の所要額確保のため総額の特例措置を講じるとともに、行政経費の財源措置のため基準財政需要額の算定方法を改正するもの。平成十五年度の地方交付税総額は一兆八千九百三十三億円で前年度比七・五%の減少となる。併せて県分の留保財源率を一・〇%から二・五%に引き上げることに伴う規定整備などを盛り込んだ。

## ◆昨今の地方交付税の見直し論議について

地方交付税については、平成十四年度において、市町村における段階補正の見直し(平成十四年度から十六年度までの三年間)や、事業費補正の見直し(地方債充当率と算入率の引き下げ)が行われた。このため、十五年においても段階補正の見直しの継続による影響が、多くの町村に及ぶこととなる。

また、地方単独事業については、十四年度において、算入率が財政力に応じ三〇～五五%と弾力的に運用されていた地域総合整備事業債を廃止し、新たに算入率を三〇%とする「地域活性化事業債」の創設により、実質的に引き下げられる措置が行われた。このため、元利償還金は十五年度以降影響が生じることとなる。(ただし、引き下げられた分は単位

## 費用に振り替えられる)

## ◆平成十五年度地方交付税の姿

平成十五年度の財源不足額は、通常収支不足分が一兆三兆四、五〇〇億円で過去最大の財源不足となった。地方財政は平成六年度以降多額の財源不足が続き、平成八年度以降地方交付税法第六条の第三第二項(交付税率の変更)に該当することとなった。不足額に対しては、財源対策債一兆八、四〇〇億円を充てるほか、国の一般会計からの加算措置により一、九〇〇億円等を補てんする。残り一兆八〇〇億円については、平成十三年度の制度改正を踏まえ、交付税特別会計借入金を全廃し、国と地方が折半し、補てんすることとした。国負担分(五兆五、四〇〇億円)については一般会計からの繰入れにより、地方負担分(五兆五、四〇〇億円)については特例地方債(臨時財

平成15年度地方交付税算定基礎

(単位 億円、%)

区 分	平成15年度 A	平成14年度 当初予算額 B	増減額 A - B C	増減率 C / B (%)
一般会計				
国税5税の定率分	106,141	126,448	- 20,307	- 16.1
一般会計からの加算分	57,785	34,632	23,153	66.9
計 + =	163,926	161,079	2,846	1.8
特別会計				
一般会計からの繰入額	163,926	161,079	2,846	1.8
特別会計借入金	18,717	35,258	- 16,541	- 46.9
借入金等利子充当分等	- 1,950	- 889	- 1,061	119.3
計 + +	180,693	195,449	- 14,756	- 7.5
地方交付税総額	180,693	195,449	- 14,756	- 7.5

表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある

政対策債)により補てん措置を講じることとした。

また、恒久的な減税の実施に伴う影響額は三兆二、四〇〇億円で、このうち、地方税の減収分一兆八、一〇〇億円については、法人税の交付税率の引き上げ(三二% 三五・八%)により三、五〇〇億円、不交付団体を含む全地方公共団体に対する地方特例交付金八、九〇〇億円及び減税補てん債四、五〇〇億円等を措置することにより補てんする。国税の減税による地方交付税の減収分一兆四、三〇〇億円については、交付税特別会計の借入れ等で補てんするが、償還は国と地方で折半する。また、平成十五年度税制改正における先行減税の実施に伴う影響額は

六、九〇〇億円で、このうち、地方税の減収分二、四〇〇億円については、減税補てん債(その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入)の発行により補てん、国税の先行減税に伴う地方交付税の減収分四、五〇〇億円については、交付税特別会計により補てんした上、多年度中立とされる税制改正の中で、後年度の地方税増収及び地方交付税原資の増収によりそれぞれ償還することとした。

これらの結果、平成十五年度の地方交付税総額は、法定五税に係る地方交付税総額一〇兆六、一四一億円、国の一般会計からの加算額五兆七、七八五億円、交付税特別会計借入金一兆八、七七一億円の合計額に、交付税特別会計利子支払い額等一、九五〇億円を差し引いた一兆六、九三三億円となり、対前年度比七・五%減となった。なお、臨時財政対策債(五兆八、七〇〇億円)を加算した場合の総額は二三兆九、四〇〇億円となり、対前年度比五・一%増となる。

## ◆基準財政需要額の見直し

交付税の臨時財政対策債振り替えに伴う基準財政需要額の縮減では、五費目の単位費用を個別に縮減していた従来の手法を変更。平成十五年

## 政 策

## (参考)平成14年度単位費用(市町村分)

(単位:円、%)

区 分			平成15年度 単位費用 (A)	平成14年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)×(B)×100
一	消 防 費	人 口	10,900	10,900	0	0.0
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	111,000	114,000	-3,000	-2.6
		道路の延長	516,000	571,000	-55,000	-9.6
	2 港湾費	港係留施設の延長	36,400	35,100	1,300	3.7
		湾外郭施設の延長	9,150	9,310	-160	-1.7
		漁係留施設の延長	14,500	14,700	-200	-1.4
		港外郭施設の延長	6,670	6,880	-210	-3.1
	3 都市計画費	都市計画区域に おける人口	1,390	1,370	20	1.5
	4 公園費	人 口	689	681	8	1.2
		都市公園の面積	244	258	-14	-5.4
	5 下水道費	人 口	44,900	44,200	700	1.6
人 口		135	150	-15	-10.0	
6 その他の土木費	人 口	110	105	5	4.8	
	人 口	1,630	1,630	0	0.0	
三 教 育 費	1 小学校費	児 童 数	665	336	329	97.9
		学 級 数	46,600	47,300	-700	-1.5
		学 校 数	972,000	950,000	22,000	2.3
	2 中学校費	学 校 数	827,000	826,000	1,000	0.1
		生 徒 数	10,938,000	10,825,000	113,000	1.0
		学 級 数	38,900	40,000	-1,100	-2.8
	3 高等学校費	学 校 数	1,176,000	1,150,000	26,000	2.3
		教 職 員 数	827,000	826,000	1,000	0.1
		生 徒 数	12,955,000	13,347,000	-392,000	-2.9
	4 その他の教育費	人 口	8,101,000	8,125,000	-24,000	-0.3
人 口		69,400	69,900	-500	-0.7	
四 厚 生 費	1 生活保護費	投 資	36,900	36,900	0	0.0
		人 口	6,340	6,440	-100	-1.6
	2 社会福祉費	幼稚園の幼児数	294	327	-33	-10.1
		市部人口	400,000	403,000	-3,000	-0.7
	3 保健衛生費	人 口	5,750	5,410	340	6.3
		人 口	8,470	7,800	670	8.6
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	539	562	-23	-4.1
		75歳以上人口	4,280	4,130	150	3.6
		人 口	68,200	65,000	3,200	4.9
	5 清掃費	人 口	2,210	2,280	-70	-3.1
人 口		41,500	35,300	6,200	17.6	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	人 口	6,710	6,940	-230	-3.3
		農 家 数	756	801	-45	-5.6
	2 商工行政費	経 常	65,300	65,500	-200	-0.3
投 資		40,600	42,600	-2,000	-4.7	
3 その他の産業経済費	人 口	1,250	1,250	0	0.0	
	林業、水産業及び 鉱業の従業者数	132,000	132,000	0	0.0	
六 そ の 他 の 行 政 費	1 企画振興費	投 資	125,000	135,000	-10,000	-7.4
		人 口	4,900	3,350	1,550	46.3
	2 徴 税 費	経 常	1,340	1,410	-70	-5.0
		世 帯 数	9,140	8,950	190	2.1
	3 戸籍住民基本台帳費	経 常	1,690	1,780	-90	-5.1
		世 帯 数	3,000	3,120	-120	-3.8
	4 その他の諸費	人 口	12,400	8,190	4,210	51.4
面 積		1,730	1,240	490	39.5	
七	災害復旧費	2,563,000	2,573,000	-10,000	-0.4	
八	辺地対策事業償還費	349,000	55,600	293,400	527.7	
九	補正予算償還費	950	950	0	0.0	
十	地方税減収補てん償還費	800	800	0	0.0	
十一	地域財政特例対策償還費	800	800	0	0.0	
十二	臨時財政特例償還費	51	20	31	155.0	
十三	公共事業等臨時特例償還費	25	25	0	0.0	
十四	財源対策償還費	25	65	-40	-61.5	
十五	減税補てん償還費	87	87	0	0.0	
十六	臨時税収補てん償還費	149	149	0	0.0	
十七	臨時財政対策償還費	90	92	-2	-2.2	
十八	臨時税収補てん償還費	41	41	0	0.0	
十九	臨時財政対策償還費	91	92	-1	-1.1	
二十	臨時税収補てん償還費	15	15	0	0.0	

情 報

度は臨時財政対策債振り替え分を考慮せず、に算定した仮需要額から、人口一人あたりで都道府県二万四、八五八円、市町村一万七、三〇八円の「マイナスの単位費用」分を控除する方式に改める。これに伴い、これまで削減対象とされた五費目の単位費用は復元する。例えば、「その他の行政費」中の「その他の諸費」の投資的経費で、面積を測定単位とする分は市町村で一平方キロメートルあたり五万五、六〇〇円から三四万九、〇〇〇円に戻す。

◆第一種交付金の追加

「三位一体の改革」の芽出しとして義務教育費国庫負担金等の一般財源化がなされたが、この見直しに伴う暫定措置として、地方特別交付金に「第一種交付金(仮称)」を追加する。これは、見直しに係る地方一般財源所要額の二分の一に相当する額を一般財源として交付するもの。その配分は都道府県・市区町村の人口(最近の国勢調査人口)により各々の総額を按分するもので、補正係数は考慮されないこととされている。

新任都道府県町村会長の略歴

宮崎県町村会は一月十日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。(一月十一日付就任)

宮崎県町村会長  
宮崎郡清武町長

落合 兼俊  
おち あい かね とし

昭和二年四月二日生



【住所】宮崎県宮崎郡清武町大字木原五九一三

【町長に当選するまでの経歴】昭和四十二年清武町議会議員 同五十年

清武町議会議長 同五十四年清武町長

【町長としての当選回数】六回

【町村会関係の経歴】昭和五十八年

宮崎郡町村会会長、宮崎県町村会理事

同六十二年宮崎県町村会監事

平成元年宮崎郡町村会会長、宮崎県

町村会理事 同七年宮崎県町村会副

会長

【主な業績】 特別工業地区(ハイ

テクパーク)造成 小中学校開校

児童文化センター建設 米国イリノ

イ州ウアキガン市との姉妹都市締結

住宅団地造成 児童館建設 文化

会館建設 総合福祉センター建設

一般廃棄物最終処分場建設 歴史館

建設 養護老人ホーム・幼稚園・児

童クラブ建設

【趣味】日向夏栽培、ソフトボール

【家族】妻

温泉よりもっと「温泉」!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



リラクゼーションを提供する浴場は快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉  
地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと  
高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!  
数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉  
老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL : 03-3221-1601(代) FAX : 03-3221-1361

## 地方公共団体向けの「法制執務支援システム」のご案内

(財)地方自治研究機構

### 【はじめに】

財団法人地方自治研究機構は、地方行財政に関する調査研究機関として、平成8年4月に自治大臣の許可を得て設立された公益法人です。

当機構では、地方公共団体が当面する共通の諸課題について、地方公共団体の担当者と連携を保ちつつ、総務省をはじめとする関係省庁、団体、大学その他の学術研究機関等の協力を得て、地域の実態に即した調査研究や法制執務の調査・情報提供を行うことにより、全国の地方公共団体に対し支援と協力を行っております。

法制執務に関する支援では、平成13年度より法制執務部を設けました。法制執務支援事業の一環として、例規、法令、判例及び関連データで構成するシステムを構築し、地方公共団体の皆様へご提供しております。本システムが地方公共団体の法制執務にお役に立てれば幸いです。

各位のご指導、ご鞭撻と当機構の活用についてのご高配を賜りたくお願い申し上げます。

### 【システムのあらまし】

4つのデータベースで構成されたシステムを提供しています。

#### 例規データベース

- ・地方公共団体の条例を20分野に分類し、分野別におよそ350の条例が入力されています。
- ・「目次体系検索」又は「キーワード検索」により閲覧を行うことができます。

#### 法令データベース

総務省行政管理局が構築している「法令データ提供システム」へのリンクにより法令を閲覧できます。

#### 判例データベース

- ・地方自治に係る4,000余の判例を選定し、15分類に体系化して構築されています。
- ・「目次検索」又は「キーワード検索」により、判決要旨や掲載文献等の閲覧を行うことができます。

#### 関連データベース

- ・地方公共団体のホームページに掲載されているおよそ500団体の例規(平成15年1月1日現在)が閲覧できます。
- ・条例案の様式等も閲覧できます。

### 【ご利用方法】

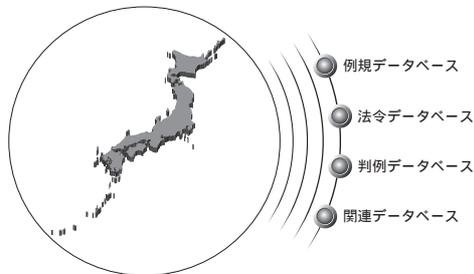
ユーザーコード、パスワードが必要です。

平成14年4月1日付け、自研機第44号にて、地方公共団体の長(法制執務担当裸扱い)宛にご案内しております。

お使いのブラウザで、次のアドレスをご指定ください。

法制執務支援システムのアドレス <http://hosei.rilg.or.jp/>

なお、(財)地方自治研究機構のホームページ(<http://www.rilg.nippon-net.ne.jp/>)からも入れます。



ご意見・ご提案がございましたら、こちらまでお願いいたします。

#### 財団法人地方自治研究機構

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地  
全国町村議員会館3階

メールアドレス.....[hosei@rilg.or.jp](mailto:hosei@rilg.or.jp)

電話番号.....03-3237-1417 (法制執務部)

03-3237-1411 (代表)

FAX番号.....03-3237-1435 (法制執務部)

copyright2002 (財)地方自治研究機構

## 現 地 レ ポ ー ト

平成14年度過疎地域自立活性化優良事例表彰 総務大臣賞受賞

## みどりの風が吹くまち



桜並木

鳥取県 ち づ ちょう  
智 頭 町

産業は、古くから杉・檜を主とする林業と、米・リンドウ・どうだんつつじを主とする農業が中心である。林業については、「杉の町・

産業は、古くから杉・檜を主とする林業と、米・リンドウ・どうだんつつじを主とする農業が中心である。林業については、「杉の町・

産業は、古くから杉・檜を主とする林業と、米・リンドウ・どうだんつつじを主とする農業が中心である。林業については、「杉の町・

## ◆智頭町の概要



智頭町は鳥取県の東南部に位置し、面積二四kmのうち九三%が山林である。周囲を一、〇〇〇m級の山々に囲まれ、一級河川「千代川」に沿って八九の集落が点在する中山間地域のお手本のような町である。人口は約九、五〇〇人、高齢化率は三〇%を超え、過疎・高齢化は加速の一途をたどっている。

鳥取市、岡山県津山市などの都市部からも三〇〜五〇kmと距離的に離れており、完全な「田舎町」として長年レッテルを貼られていたが、平成六年に町民の悲願であった「智頭急行」が開通し、大阪から二時間という条件が完成した。「鳥取県の端」ではなく、「鳥取県の玄関口」として生まれ変わった瞬間である。

フォーラム

ちづ」として全国的に有名であったが、近年は後継者不足と木材不振による衰退が甚だしい。

しかし、林業・農業に続く産業として、最近観光産業の発展がめざましい。江戸時代に鳥取池田藩主が参勤交代する際宿場町として指定された「智頭宿」は、国の登録有形文化財「石谷家住宅」を中心として今もその風情を残す。また、日本の農村の原風景を留めている「板井原集落」には、茅葺き住宅をはじめとする伝統的山村落群を有し、訪れる観光客を昭和三十年代にタイムスリップさせる。

特別恵まれた状況でもなく、特に優れた町でもないと思われる。



智頭町全景

石谷家住宅での結婚式の模様



た(住民自らも思っていた)智頭町であるが、近年徐々にその様相を変えつつある。それは上述のような観光産業の振興と、以下に示す住民による地道な町づくりの成果であろう。これらの活動が確実に智頭町に根つき、周囲の町村の注目を集めているのである。

◆智頭町「日本1/0(ゼロ分のイチ)村おこし運動」

この運動は、平成九年度に町の施策として産声を上げ、六年目の平成十四年度、総務省の「過疎地域自立活性化優良事例表彰総務大臣賞」を受賞した。小さな町の小さな集落の活動が国に認められたのである。

まず、1/0(ゼロ分のイチ)とは何か。この数式は「無」から「有」への無限大の飛躍を意味している。何も無い所から何かを創造する、何もしない人が何かを始めさせるようになる、という一種の革命を「村おこし」に当てはめたものである。以下に、その具体的な考え方と活動について述べる。

◆ゼロイチの基本理念

町内の字(あざ)単位の小集落が自立し、村の誇りづくりを行う事業として、この運動には三つのステージがあり、三つの柱が設けられている。

第一ステージ(種を探し、蒔く)：自らの住む集落内に存在している「特産品」「伝統文化・芸能」「人材」を見つけ出し、無ければ新たに創造する。

第二ステージ(畑を耕す)：その集落に住む全ての住民が参加できる雰囲気づくりを行う。

第三ステージ(水・肥料をやる)：住民はボランティア精神で活動し、行政は集落を支援する。

柱その一(交流情報)：集落内部だけの活動にとどまらず、集落外、町外、県外へ目を向け、外の世界の優れた文化・考え方を取り入れる。

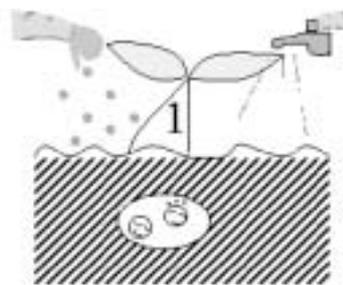
柱その二(住民自治)：行政主導の運動ではなく、住民自身が計画立案・運営し、自らの村は自らを守るという意識を持つ。

柱その三(地域経営)：特産品・伝統文化・芸能に付加価値をつけ、集落経営の考え方を養つ。

これまでに種として掘り出された発展してきたものとして、伝統的な「麒麟獅子舞」、「人形浄瑠璃」の次世代への継承や「蛇ノ輪」伝説の復活、「竹炭・竹酢」、「しいたけの原木」、「地酒」、「味噌」、「そば」等々、その集落独自の活動や特産品などがある。そしてなにより



三つの柱



三つのステージ

## フォーラム

りも、その集落を一つにまとめるリーダーが確実に存在し、それを受け継ぐ若者が育ってきているということが特筆すべき点である。また、大阪いずみ市民生活協同組合や宝塚市地球環境高等学院との交流を進めている集落もあり、「都市と農村」という交流スタイルは確実に定着している。

## ◆行政の役割

この運動に対する行政の役割は、財政的支援と人的支援の二つにわかれている。財政的支援として、参加集落に十年間で三〇〇万円の補助金を交付する（集落はこの補助金と各戸から集めた会費、募金等を原資として活動し、経営していかねばならない）。人的支援として、若手の行政職員を各集落へ派遣し、活動企画と行政情報提供を行う。この派遣により、集落へ若手行政職員とその人脈・考え方を提供することはもちろん、集落が職員を育てるといった効果も期待している。集落住民の顔を知り、その集落が持つ風土や人柄に触れることで公務員としての資質を向上させようという目論見である。町づくりには欠かすことのできない「行政」と「住民」との一体化は、この若手職員のあり方にかかっているといえる。

## ◆ゼロイチの課題

これまでの活動の中で特に注意すべき事柄として、マンネリ化の打破があげられる。毎年の恒例事業が前年踏襲型に陥り、内容が形骸化することは避けねばならない。現在は事業を地元で定着するための期間であるとしても、この運動が長期継続されていくにつれてマンネリ化に備える必要がある。定着した事業は引き続き行いつつも、組織のあり方や経営方針などの新しい考え方を導入するということが今後は求められる。それには行政側からの積極的な情報提供を行わなければならない。

また、もう一つの課題としては、集落間のネットワーク形成があげられる。「交流・情報の柱」にあるように、村おこしを単独集落内で完結させては町全体の活性化にはつながらない。町外とのアクセスも重要であるが、やはり智頭町としての地盤を固める意味でも、集落間のネットワークを強化する必要があるといえる。その中で旧村の区域（以下「地区」という）・那岐地区内の四集落（早瀬・早野・五月田・奥西）が取り組んでいる「いざなぎネットワーク」は顕著な例である。神話の「伊耶那岐の命」にちなんで命名された



いざ・なぎ市場の風景

そのネットワークは四集落が協力して活動をしていくものであり、毎年数回市場を開くなどその活動は年々活発になりつつある。今後は他地区でもこのようなネットワーク活動が行われることが期待される。

行政側としてはこのネットワークを奨励する制度を設けており、地区内の全ての集落が1/0村おこし運動に参加したとき、新たに「地区の1/0村おこし運動」として認定し、十年間で六〇〇万円の支援をする。まず集落が立ち上がり、地区内でネットワークを形成、次に地区の活性化を推進し、地区間のネットワークを構築して初めて智頭町全体のグレードが

アップするという仕掛けである。

## ◆ゼロイチ今後の展望

この運動がこれまで培ってきた経験と実績は、過疎・高齢化の進む中山間地域と農村に幾つかの展望を示している。一つはゼロイチ参加集落のNPO化である。新田（しんでん）集落は全国で初めて集落単位でのNPO化に成功し、喫茶店やロτζジなどの集落経営に努めている。これは今後の農村のあり方について、一つの答えを導き出したものといえる。集落住民全員参加での村づくりがNPO化したことで社会的認知度や信頼性が向上し、全国に注目される集落となった。大きな自治体に頼ることなく、集落という小さな自治体を創造し、自分達の住む集落は自分たちで支えていかなければならないと、新田の住民は感じている。

もう一つは特産品の地産地消である。ゼロイチ参加集落で収穫される安全で新鮮な食物を、学校給食など町内の各機関・各施設で消費することは、集落自立や町の独自性維持に大きく寄与していくと思われる。人員不足と高齢化により、農産物を大量生産することが難しい状態であるが、実際に学校給食に提供することを希望した集落もあり、地産地消への関心は高

フォーラム

まりつつある。以上の二点が、今後中山間地震村が生き残る上での武器になる。

◆ゼロイチまでの軌跡

そもそもこの運動は智頭町の未来に対する大いなる不安と危機感から生まれたと言える。若者が集落から離れ、高齢者が高齢者の面倒をみている。保育園や小学校では年々子ども姿が減っていく。林業や農業はかつての輝きを失い、冬は雪と氷に閉ざされる。そのような町で一生を終えることに何のメリットがあるだろうか。一体誰がこの町に住みたいと思うだろうか。

そのような状況で次第に排他的・閉鎖的に沈んでいくだけだった智頭町に「一石を投じたのは、地域と科学の出会い」であった。智頭町の未来を憂えた地域の有志が集まって活性化集団を形成し、そこに学者も引き込んだのである。地域は学者にフィールドを提供し、学者はそのフィールドで自らの研究を行う。その結果を地域に反映させ、成功・失敗の検討を行っていく。その繰り返しによって今まで地域の中の人間だけでは見えなかった事柄が見え、澁むだけであった町内の空気が一新された。そこから「1/0」という構

想へつながっていったのである。

また、参加集落も急にこの施策ができたから参加したわけではなく、すでに集落内で将来を憂えた若者の集まりを形成していたという経過があり、この運動は行政と住民のニーズに応じた「生まれるべくして生まれた運動」であると言えるよう。

◆ゼロイチの最終目標

この運動の最終目的は、自らの集落に対する誇りを取り戻すことである。人がそこに住み続けたいと思うためには、その土地に対する誇りをしっかりと持ち、その土地を愛さなければならぬ。この運動に取り組んでから六年が経過し、依然として過疎化は進行している状況であるが、十年後、二十年後、このゼロイチの精神が町内に深く浸透し、多くの住民が誇りを取り戻した姿を想像せずにはいられない。希望の一端はすでに目に見える形として我々の前に現れている。

(智頭町企画戦略課 松村陽平)

山村活性化をめざす「まちとむらと若者を結ぶ」全国研究会の開催

NPO法人地球緑化センター(東京)は三月一五日(土)、一六日(日)の二日間、「山村活性化をめざす」緑のふるさと協力隊「全国研究会」を開催いたします。

「協力隊」は都会の若者と働き手の少なくなった農山村を結ぶボランティア活動で、一年間受入先町村に住み込み、農林業や特産品づくり、村おこし活動のお手伝いを行なうプログラムです。既に十年の実績があり、今年度は二四町村に三八名が参加しています。活動終了後の定住者が多いのも特長のひとつとして挙げられます。

しかし、現状の規模ではまだまだ不十分です。町村の地域活性化や都市の若者たちの夢を実現するために、さらに社会全体で支援体制づくりを進める必要があります。そこで今回「山村の活性化」「若者たちの新しい進路」などをテーマにシンポジウムや分科会などを行ないます。地方自治体職員、農林業関係機関、団体・個人など、幅広い関係者のご参加をお待ちしています。

ご参加を希望される方は、お電話にて照会先までご連絡ください。募集要綱をお送りいたします。

▽主催 第一回山村活性化をめざす「緑のふるさと協力隊」全国研究会実行委員会・特定非営利活動法人地球緑化センター

▽後援 農林水産省・総務省・全国町村会・全国山村振興連盟・JA全中ほか

▽日時 平成一五年三月一五日(土) 一一時～十八時、一六日(日) 九時～一六時

▽場所 一五日・国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町三一)、一六日・日本青年館(東京都新宿区霞岳町一五)

▽内容 平成十五年度「都市と農山村の共生・対流」関連予算等について(主として農林水産省) シンポジウム「緑のふるさと協力隊」の役割と課題 分科会:山村活性化に活躍する「緑のふるさと協力隊」の受入体制と行政の役割を考える、さらなる発展へ向けた「緑のふるさと協力隊」づくり、など。

詳細は左記までご照会ください。

【照会先】

特定非営利活動法人地球緑化センター

電話〇三(三三四一)六四五〇

北川・金井・橋本まで

情 報

平成十三年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二二三条の二の第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成十四年七月四日開催の総会において、平成十三年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二二三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は安定をみている。

事業の運営にあたっては、現下の厳しい経済・社会情勢と多様化する共済委託町村のニーズに的確に対応するため制度内容の充実を図るとともに、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。

平成十三年度の収支状況は、収入額 一・二四億八七二〇万九千九百九十九円(前年度比一・〇%減)、支出額一〇億四、〇六七万九千九百九十九円(前年度比二二・一%減)で二億四、六四三万九千九百九十九円(前年度比二四・四%減)の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規程に基づき、その二分の一を運営準備積立金に繰入二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。

1、受託状況
平成十三年度の受託実績は、表(1)のとおりである。
受託件数は三九六、〇二九件で、前年度比一〇、〇四五件(二・六%)の増となった。また共済責任額は前年度比九、一九六億九千九百九十九円(二・七%)増の三四兆五、五三五億九千九百九十九円。収入分担金は九億五、一九九万九千九百九十九円(前年度実績九億二、〇七九万九千九百九十九円)に比し七、八八〇万九千九百九十九円(〇・九%)の減となった。
2、罹災状況
平成十三年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済における罹災件数は四、〇四六件で、前年度より二一件(〇・五%)の減となった。また支払共済金においても、前年度より一六億七、七三六万九千九百九十九円(三五・七%)減の三〇億二、一四〇万九千九百九十九円となった。
なお、収入分担金九億五、一九九万九千九百九十九円に対する損害率は三三・〇%である。
3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は依然として学校関係施設において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が高くなった。
用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は七四六、七六四円となっている。
4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震、噴火、津波)による損害に対して給付するが、平成十三年度においては表(4)のとおりである。
5、諸積立金
平成十三年度末における基金積立金

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成13年度, 平成12年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担額.

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成13年度, 平成12年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( ) は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成13年度, 平成12年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付金.

表(5) 消防設備資金融資

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度末貸付残金. Rows include 平成7年度 to 平成13年度, 合計.

情 報

表(6) 平成13年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 会 議 費	11,123,418	1 共済基金分担金収入	9,151,990,503
2 事 務 所 費	665,409,781	2 財 産 収 入	524,997,711
3 事 業 費	6,364,101,609	3 他 会 計 繰 入 金	321,021,025
4 財 産 費	527,024,776	4 雑 収 入	2,027,065
5 次年度責任準備金繰入	2,473,013,268	5 前年度責任準備金戻入	2,487,066,845
6 諸 支 出 金	2,446,430,297		
合 計	12,487,103,149	合 計	12,487,103,149

表(7) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成13年度	台 数 154,998台 収入分担金 1,824,588,640円	158,723台 1,215,121,100円	158,163台 789,053,900円	471,884台 3,828,763,640円
平成12年度	台 数 153,791台 収入分担金 1,810,461,220円	157,374台 1,194,478,980円	156,836台 780,281,960円	468,001台 3,785,222,160円
比較増減(%)	台 数 1.207台 (0.8%) 収入分担金 14,127,420円 (0.8%)	1.349台 (0.9%) 20,642,120円 (1.7%)	1.327台 (0.8%) 8,771,940円 (1.1%)	3.883台 (0.8%) 43,541,480円 (1.2%)

表(8) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成13年度	件 数 8,528件 支払共済金 1,235,326,678円 損害率 (67.7%)	3,686件 579,119,421円 (47.7%)	230件 192,471,926円 (24.4%)	12,444件 2,006,918,025円 (52.4%)
平成12年度	件 数 8,542件 支払共済金 1,245,757,387円 損害率 (68.8%)	3,399件 539,149,331円 (45.1%)	201件 181,546,313円 (23.3%)	12,142件 1,966,453,031円 (52.0%)
比較増減(%)	件 数 14件 (0.16%) 支払共済金 10,430,709円 (0.84%) 損害率 (1.1%)	287件 (8.44%) 39,970,090円 (7.3%) (2.6%)	29件 (14.43%) 10,925,613円 (5.9%) (1.1%)	302件 (2.49%) 40,464,994円 (2.05%) (0.4%)

(注) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

表(9) 平成13年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 会 議 費	5,340,552	1 共済基金分担金収入	3,828,763,640
2 事 務 所 費	194,237,177	2 財 産 収 入	128,672,605
3 事 業 費	3,417,739,350	3 雑 収 入	917,890
4 財 産 費	129,590,495	4 前年度責任準備金戻入	1,314,504,060
5 次年度責任準備金繰入	1,410,252,440		
6 諸 支 出 金	115,698,181		
合 計	5,272,858,195	合 計	5,272,858,195

平成十三年末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金、事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一四〇億七、九一三万九千九百八、八六九万九千九百、運営準備積立金一〇九億九、〇四四万九千九百である。

4、諸積立金  
平成十三年末末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金、事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一四〇億七、九一三万九千九百八、八六九万九千九百、運営準備積立金一〇九億九、〇四四万九千九百である。

町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三

自動車損害共済事業

6、消防設備資金融資  
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおりである。

(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金、事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四九〇億八、六七四万九千九百となっており、その内訳は、基金積立金二八四億三、八二七万九千九百、運営準備積立金一〇六億四、八四六万九千九百である。

町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三

平成十三年年度の収支状況は、収入合計額五二億七、二八五万九千九百(前年度比一・八%増)、支出額五一億五、七一六万九千九百(前年度比三・三%増)で差引き一億一、五六九万九千九百の剰余金となった。この剰余金については、規

条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は安定をみている。

事業の運営にあたっては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところである。自動車の事故も年々多様化しており、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一五四、九九八台で前年度比一、二〇七台(〇・八%)の増、収入分担金一八億二、四五八万九千九百(前年度比一、四二二万九千九百(〇・八%)増となった。また、賠償共済に

平成十三年年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三八億二、八七六万九千九百、前年度実績三七億八、五三三万九千九百に比し、四、三五四万九千九百(一・二%)の増となった。

1、受託状況  
平成十三年年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三八億二、八七六万九千九百、前年度実績三七億八、五三三万九千九百に比し、四、三五四万九千九百(一・二%)の増となった。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済一・一%減少したが、対物賠償共済二・六%、対人賠償共済一・一%それぞれ増加した。

3、支払備金  
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積(千円未満切り捨て)のうえ平成十三年末支払備金として二〇一件、三億九、二六八万九千九百を計上した。

平成十三年年度の損害状況は表(8)のとおりである。

損害件数は車両共済で八、五二八件、前年度比一四件の減となったが、対物賠償共済三、六八六件で、前年度比二八七件、また対人賠償共済は三〇件で、前年度比二九件とそれぞれ増加した。

平成十三年年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三八億二、八七六万九千九百、前年度実績三七億八、五三三万九千九百に比し、四、三五四万九千九百(一・二%)の増となった。

2、損害の状況  
平成十三年年度の損害状況は表(8)のとおりである。

損害件数は車両共済で八、五二八件、前年度比一四件の減となったが、対物賠償共済三、六八六件で、前年度比二八七件、また対人賠償共済は三〇件で、前年度比二九件とそれぞれ増加した。

随 想

水中考古学と鷹島

随 想



宮 本 正 則  
長 崎 県 長  
鷹 島 町 長

鷹島は、佐賀県伊万里湾に浮かぶ、人口三千人足らずの島である。

今を去る七百二十年の昔、日本国は未曾有の国難に遭難した。文永十一年閏十月(一二七四)と弘安四年夏(一二八二)の二度に亘る「元寇」である。世にこれを文永・弘安の役ともいうが、蒙古の一部族から興り欧亚大陸に一大覇権をつくった元が高麗(朝鮮)南宋(中国)征服の余勢を駆って日本に襲撃した文永・弘安の時代は「永久の乱」後急速に衰退した朝廷の統治権力に替わって、武家統括が登場した中世の開幕期、鎌倉幕府八代目の執権北條時宗の時世であった。

その性剽悍、軽装騎馬軍団の戦闘に長け、戦いは残虐、完膚なく敵を殺戮掃討して止まぬといわれた蒙軍。迎え撃つ日本軍は、武家興隆の波に乗る鎌倉御家人と九州各地の武士団、その尚武の気性と護国の戦意は旺盛だったが、彼我の戦力は、武器、戦法の優勢、兵数の逕庭で比肩

するべくもなかった。文永の時は一軍四万、日軍一万。弘安の来襲には蒙宋高の連合十四万二千、軍船四千四百隻の大軍勢。元の世祖忽必烈が一挙に日本を併呑せん勢いで派した遠征軍だった。この侵略を防ぎ得たのは武士団の奮戦もさることながら、忽然と玄界灘に巻起こった大風が船上の軍兵に潰滅的打撃を与えられたからにほかならない。

世にこれを「神風」と呼び、夷敵退散に神仏の加護があったと伝承し、永く神国思想の土壌ともなったが、両度の戦役で最も惨禍を受け、激戦の舞台となったのは博多湾から伊万里、松浦に至る沿岸の島国、吉岐、対馬の一带である。なかんづく元船団が集結、機動の要衝とした鷹島は全島絶滅の災禍を受け、以後百年人間不在の「死の島」と化したという。

元寇七百年に当たる昭和五十六年八月三十日と三十一日の両日鷹島町では、町の主催で元寇七百年祭を盛大に執り行い彼我將兵の慰霊と冥福を町民挙げて祈つたのもこの縁由にある。星霜流れて七百二十年、幾多の国家、民族が治乱と興亡の中で変遷を綴ってきたが、現代日本を取り巻く国際緊張状況の中に、忍び寄る戦争の影を見る人も多い。戦争と侵略の人間心理は、時代と文明を超えて脈絡と生き続けていることも事実だ。七百二十年の往時と現代は世の在り方の総てが変わったが、変わらぬものは一つ戦争と侵略の人間心理である。

国難に揺らいだ「元寇の時代」を偲び、その戦史を今少し次に掘り起こしてみたい。元と日本の確執は、文永五年正月(一二六八)元の使者潘火(高麗人)が元と高麗の国書を持って太宰府に来たことに始まる。時の太宰府長官は少貳武藤資能。その国書は四十日後に鎌倉に届けられ更にその一月後に幕府は京都朝廷に奏上した。国書は「上天の眷命せる大蒙古国皇帝、書を日本国王に奉ず」の書き出しで初まる服属勸奨の書で、朝廷は連日会議の結果「返牒あるべからず」と議決、黙殺した。その翌年三月、蒙使が七十七余名の従者を連れ対馬に来たが押し問答の末に帰国し、更にその秋対馬を経て太宰府に到着、蒙古中書省の牒を示した。朝廷は「日本は神国ゆえ蒙帝の威嚇に屈せず」と拒絶の返書を作ったが、幕府は「牒状の文意無礼なり」と使者を帰らせ朝廷から送付の返書草案は握り潰し

た。越えて文永八年秋、蒙使一行百余名が筑前今津から太宰府守護所に来て国書の回答を迫ったが朝廷は返書を与えず一行は空しく帰国した。この外交騒然たる情勢に、鎌倉幕府は西国御家人に夷敵警護を指令し、執権時宗を先頭に陣容強化の構えを見せつけた。現在の自衛力強化、軍備拡大路線の「鎌倉版」である。当時異国警固番役を設け、九州の御家人には大番役として筑前、肥後沿岸要害の当番警固を定めている。他方、世祖忽必烈は度重なる牒書無視を激怒して日本遠征を固め高麗に軍船建造を命じ戦備を進めた。新建造九百隻、軍勢二万が折都(蒙人)を都元師(総司令官)として対馬の国府(厳原)に押し寄せたのは文永十一年十月五日早暁であった。対馬の地頭、宗国助は郎党八十餘騎を率いて佐須浦に馳せ向かい、上陸の元軍一千余と果敢に戦い、激戦数刻、国助と子息ら十余名が討死し他は敗走した。元軍は佐須浦の民家を焼き払い、やがて対馬全島を制圧した。次いで元軍は吉岐を襲い、守護代平景隆が御家人百余騎で戦ったが衆寡敵せず全滅した。やがて元軍は松浦沿岸の島々を侵し、松浦党の武士数百人が戦死した。時の鷹島守護代、鷹島満の一族郎党も悉く討死している島々の百姓漁民、老若男女すべては殺戮、凌辱の荒々しさをほしいままにした蒙軍、住民残滅に容赦はなかった。

## 随 想

戦争はいつの世にも人間の狂気と惨忍性を呼ぶ。第二次大戦下のヒトラーの虐殺、南京事件の例など実証にはこと欠かぬのだ。元軍博多湾侵入は十月十九日早曉だ。翌二十日曉闇を衝いて箱崎博多方面へ二万の主力が続々と上陸を開始した。この日、同方面の日本軍総大将は大宰少式景資が陣頭指揮し合戦は朝から日没まで続いた。西の佐原、赤坂方面には高麗軍が百道原の海岸から上陸、西の今津には洪茶丘の率いる蒙軍勢が上陸した。

戦闘はたちまち大激戦となり、武士団は戦闘方式の違いや火石弾の連射で苦戦に陥ったが、この戦闘で敵騎の包囲を衝いて駆けた少式景資が、死中に活と振り向きざまに射た矢は左副元帥劉復亨副司令官(高麗人)を馬から射ち落とした。武士団の一騎討ち戦闘に対し元軍は集団戦。矢じりに毒を塗り短弓で遠く飛び鉄砲の新兵器火薬もあった。当時日本人は火薬を知らなかった。刀槍弓の闘技だけが本領だったのである。「八幡愚童記」はこの合戦の様を「博多、箱崎ヲ打捨テ、多クノ大勢、一日ノ合戦ニタヘカネテ落ちコモルコソ口惜ケレ」と記し、戦闘に疲れ果て水域の城に立て籠もった日本軍の姿を描いている。武神を祭る箱崎八幡宮もこの日焼け落ちた。だが、元軍は薄暮追撃を止め、何故か元船へ引き揚げた。夜半、忽然と大風雨起こる。多くの軍船は難破、溺死者数知れず、溺死、戦死合わせて無慮一万三千五百人と、「高麗史」は記し

ている。忻都、洪茶丘、劉復亨ら将領らが元都燕京に帰り着いたのは翌年一月だという。

難破した軍船は元が船匠に強制して造らせたものだ。元の日本侵略にため軍糧や造船の苦役を負い、遠征軍に駆り出されて玄海の藻屑となった高麗民衆も哀れである。高麗を服属させていた元は、高麗に元軍を駐留させ武力の威嚇で支配していた。日本遠征にも高麗六千を動員し、元高連合軍を編成していた。現代の日米関係に酷似するものを思わせる。元帝忽必烈の日本侵略の意図はこの敗北でも消えなかった。翌年の四月十六日(建治元年)日本に朝貢と服属を求める宣諭日本使が長門の室津に着いた。その国使はモンゴル人社世忠、漢人の何文著、高麗人徐贊らが上位の全権使。八月、太宰府は彼等を鎌倉に護送した。執権時宗はこの元使を悉く竜ノ口で斬首した。九月四日のことである。同時に幕府は博多湾の石塁構築を大規模に着手した。防塁工事は要害石紫地役とい

い、その費用負担は国内総ての領主に割り当てられた。現在でいう軍備費の増徴である。

他方、元は再度の遠征を企図し高麗と南宋に造船命令を出しその準備をすると共に一方では服属勧告の使者を再び派した。使者が対馬に到着したのは初夏の頃。だが今度は鎌倉に送ることもなく、博多で全員が斬首された。伝え聞いた元側が激怒したのは当然だが、元帝忽必烈は日本

再遠討の軍を起こす。越えて弘安四年夏高麗軍を主軸とする東路軍四万軍船九百隻。南宋軍を主軸とした江南軍十万二千、軍船三千五百隻。遠征軍の主力は江南軍であり慶元(寧波)と舟山島から六月半ばに進発している。東路軍は五月三十一日その一部が対馬に上陸し、六月六日博多の沖、志賀島に迫った。志賀島の彼の攻め激戦は約一週間、日軍の小舟によるゲリラ的夜襲で戦意が衰えたのか十三日には鷹島周辺に退いた。江南軍の主力が平戸、五島一帯に姿を現したのは六月末。一部は東路軍と合し壱岐を襲った。

その戦闘は激烈で、御厨から壱岐に押し渡った太宰府守護少式景資と父景能は負傷、子資時(十九才)は討ち死にした。松浦党、竜造寺などの兵数万や薩摩の軍勢が壱岐の戦いに奮戦している。壱岐の戦い後、東路軍と江南軍は平戸で合流し、その主力は鷹島に移動している。鷹島を作戰要衝の地と見たのである。

かくて閏七月一日夜半に吹きそめた北西の風は暴風と化し、玄海の怒濤は岩を噛み船を砕いた。軍船の残骸は海に漂奔し、鷹島の浜に打ち上げられた軍兵五千余という。数万の兵は海にのまれ、その損耗数を知らず「元史」には「十に、一、二を存ず」のみとあり、また「師を失うこと十に七、八」とある。まさに元軍潰滅の打撃を受けた。日本武士団が残敵掃討に押し寄せ捕虜数千を斬った。博多から今津、鷹島の対岸、御厨から平戸方面へかけ元兵の遺骸は

るいるいと横たわった。今も今津の北方にある蒙古塚や鷹島の首除、血浦、地獄谷などの地名は、この戦いの名残である。

神崎港の海岸で貝掘りの中で発見した管軍総把印、至元十四年造と刻印された青銅印は、モンゴル国の博物館に保存されている管軍総把印と同一のもので、当時の指揮官(中隊長)クラスと言われており、大変貴重なものだ。その他貴重な遺物として木製の碇がある。長さ約八米はある大きな碇で、この碇から想定すると、船の長さは約四十米もある当時としては大形船でその船の復元の計画もあり楽しみである。

また、昭和五十五年から始まった水中考古学の発掘作業は遺品の数も数万点に及んでおり、中でも一昨年発掘された「てつはう」は竹崎季長の元寇来襲絵詞のなかに画かれているもので貴重だ。他に青磁の茶碗水がめ、インゴット、船のバラストとして使用したであろう、セン(レンガ)等々紙面の都合で割愛しなければならぬが、引き揚げるばかりでなく、確実に保存が出来る事を確認しながら慎重に作業を進めなければならないだろう。果てしなく続くであろう水中考古学のメッカである事には間違いなく七百二十年前にこの地で華々しく散った彼我將兵の冥福を祈って止まない。

情 報

くらくらく仕事術

話し上手に  
なる秘訣

結婚式のテーブルスピーチを頼まれたものだから、ドキドキしっぱなしで料理の味もわからなかった。こんな経験をおもちの方が少ないようです。もともと日本人は、大勢の人の前で話すという習慣があまりなかったせいも、概して話したのだといわれています。事実、会議などで理路整然とした発言するのは、いつもほんのわずかの決まった顔ぶれ、たいていの人はもっぱら聞き役で、たまに指名されてもシドロモドロという光景は、社内でもよく見かけます。

しかし、ますます厳しさを増す二十一世紀のビジネス戦線にあっては、自己表現は何よりも必須のもの。自分の意見や提案を大勢の人の前で要領よく発表し、納得させる技術が要求されているのは、ご存じのとおり。となれば、あなたにとつて成功への道は、まず話上手の仲間入りをする事。年度替わりを控えた多忙な三月。さっそく次のような要領で話し方の訓練を始めてみませんか。

無理をしても一言いう習慣を話しグセをつけることが第一歩。

同僚との雑談や簡単なミーティングのときに試してみよう。

素直にゆっくりしゃべろう

最初からうまく話そうと気負いこんだりせず、思っていることをそのまま口にしてみる事です。

自分の言葉で話そう

むずかしい言葉、かっこいい表現にこだわってはいけません。あくまでも、普段どおりの言葉で十分。

自信をもとう

日本語であれば必ず通じます。おずおず、オドオドする必要はまったくありません。堂々とした態度でいきましょう。

話題を仕入れておこう

何を話すにしても話題が大切。新聞、雑誌、テレビなどをよく見て、幅広いネタを集めておくことが肝心。

録音をして自分の声慣れよう

自分の声に慣れると、スムーズに向かつてしゃべったり、朗読をしたりして何回も聞きなおしてみよう。声の大きさ、抑揚、間の取り方などがチェックできれば、上達も早まります。

# 21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



北海道 弟子屈町斎場

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十四年版消防白書を公表  
総務省消防庁

総務省消防庁はこのほど、平成十四年版消防白書を公表した。平成十三年の出火件数は、六万三、五九一件(対前年比一、一三七件増)となっており、この内訳は、建物火災が三万四、一三〇件(構成割合五三・七%)で最も多く、次いで、車両火災が八、四五四件(同一三・三%)、林野火災が三、〇〇七件(同四・七%)となっており、その他(道路、枯草、広告等)の火災が一、七、八六九件(同二八・一%)となっている。また、出火原因は、放火が八、一〇〇件(同一二・八%)で最も多く、次いで、たばこが六、七六九件(同一〇・六%)、放火の疑いが六、二八八件(同九・九%)となっている。

消防体制について、平成十四年四月一日現在、消防本部及び消防署の常備化市町村は、三、一五八市町村で、常備化率は市町村数で九八・一%(市は一〇〇%、町村は九七・六%)となっている。また、九〇〇ある消防本部のうち、組合によるものは、四七五本部に達しており、その構成市町村数二、五二九市町村は、常備化市町村全体の八〇・一%に相当する。なお、消防団は三、六二七団、消防団員は九三万七、一六九人で、ほとんど全ての市町村に設けられている。団員数は減少傾向にあり、十年前の平成四年四月一日現在と比べ、四万九、八二七人(五・〇%)も減少しているが、この間、女性団員については、八、二三四人増えて一万一、五九七人となっている。

「観光カリスマ」を選定

政府の「観光カリスマ百選」選定委員会はこのほど、観光振興の実績がある「カリスマ」を選定、公表した。

従来型の個性のない観光地が低迷する中、各観光地の魅力を高めるためには、観光振興を成功に導いた人々の類似希な努力に学ぶことが極めて効果が高く、各地で観光振興にがんばる人を育てていくため、その先達となる人々を「カリスマ」として選定、今回第一陣として一人を選定した。

自治体関係者では、長野県町村会長の唐沢小布施町長が、景観整備や花のあるまちづくりなど、住民が主役となって進めるまちづくり運動を成功させ、年間一二〇万人が訪れる町へと変貌させた実績を認められ、選定されている。

その他、熊本県小国町の宮崎町長は、都市との交流や山村の自然・歴史・文化・人とのふれあいなどからなる新しい「ツーリズム」の考え方を提唱、「ツーリズム」の実践において時代の先端を走ると紹介されている。また、兵庫県八千代町の細尾産業課長は、観光資源の乏しい中山間地域の環境を逆手にとり、都市住民向けの滞在型市民農園を企画、都市住民と地域住民の交流を促し定住化へ結びつけるなど、地域の活性化に貢献したことが認められ、選定されている。

同委員会では、今後も順次、観光カリスマを選定していくこととしている。

森林法改正案国会提出  
森林整備と治山事業の一体的推進

政府は、この程森林法の一部改正案を国会に提出した。今回の改正は、公益的機能が低下した森林の増加等、最近の森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の保全の目標等を全国森林計画等の計画事項に追加するとともに、保安林において択伐(一定の基準に達した樹木だけを選んで伐採すること)を行う場合の伐採許可手続の簡素化をはかるためのもの。

森林計画制度については、森林保全目標を全国森林計画及び地域森林計画の計画事項とするともに、国は全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標等の達成に資するため、五年ごとに森林整備保全事業計画を策定することとし、森林整備事業と治山事業とを総合的かつ効果的に推進する。

保安林において択伐を行う場合の伐採許可手続については、森林所有者が指定施業要件に適合した択伐により立木を伐採する場合の手続きを、都道府県知事の許可から事前届出に簡素化する。ただし、都道府県知事は、の届出書の内容が指定施業要件に適合しない場合、変更すべき旨を命じなければならない。都道府県知事は、の届出書を提出せずに択伐を行う者に対し、造林に必要な行為を命じることができ、等の改正を行う。

なお、この森林法の改正に伴い、治山緊急措置法は二〇〇三年度末に廃止する。

## くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、  
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は  
多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。  
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による  
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

### やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとりまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、  
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

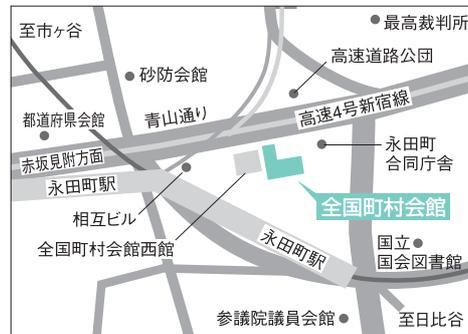
ご予約・お問い合わせは



### 都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、  
パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。  
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】  
■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分  
■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
■タクシー 東京駅から約20分

●東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分  
●浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分  
●東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分  
●東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分  
●東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

 **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>